

| (1) ①介護保険給付サービス利用料金 | | | | | | | | |
|--|----|--|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (1月あたり) | | | | | | | | |
| 介護度 | | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
| 単位数 | | 3,418 | 6,908 | 10,364 | 15,232 | 22,157 | 24,454 | 26,964 |
| 料金 | | 34,180円 | 69,080円 | 103,640円 | 152,320円 | 221,570円 | 244,540円 | 269,640円 |
| 利用者負担額 | 1割 | 3,418円 | 6,908円 | 10,364円 | 15,232円 | 22,157円 | 24,454円 | 26,964円 |
| | 2割 | 6,836円 | 13,816円 | 20,728円 | 30,464円 | 44,314円 | 48,908円 | 53,928円 |
| | 3割 | 10,254円 | 20,724円 | 31,092円 | 45,696円 | 66,471円 | 73,362円 | 80,892円 |
| <p>・利用料金は通い、訪問、宿泊(介護費用分)全てを含んだ1か月単位の包括費用(定額)です。</p> <p>・月毎の包括料金ですので、日割りでの割引または増額はいたしません。</p> <p>・月途中から登録した場合又は月途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした金額をお支払いいただきます。</p> <p>なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは次のとおりとします。</p> <p>「登録日」・・・ご利用者様と事業所が契約を結んだ日ではなく、サービスを実際に利用開始した日</p> <p>「登録終了日」・・・ご利用者様と事業所の利用契約を終了した日</p> <p>・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者様の負担額を変更します。</p> | | | | | | | | |
| ②加算料金について (※該当の加算のみ適用となります。) | | | | | | | | |
| 加算の種類 | | 加算及び算定の内容 | | | | | 基本料金 | 自己負担額 |
| 初期加算 | | 利用を開始した日から30日間に係る1日あたりの加算料金です。30日を超える入院をされた後に、再び利用を開始された場合も同様です。 | | | | | 300円 | 30円 |
| 認知症加算(Ⅰ) | | 日常生活に支障をきたすおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とするご利用者様(日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ)の場合に算定する1か月あたりの加算料金です。 | | | | | 8,000円 | 800円 |
| 認知症加算(Ⅱ) | | 要介護2であって、日常生活に支障をきたすおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とするご利用者様(日常生活自立度Ⅱ)の場合に算定する1か月あたりの加算料金です。 | | | | | 5,000円 | 500円 |
| 看護職員配置加算(Ⅰ) | | 常勤かつ専従の看護師を1名以上配置している場合の1か月あたりの加算料金です。 | | | | | 9,000円 | 900円 |
| 看護職員配置加算(Ⅱ) | | 常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置している場合の1か月あたりの加算料金です。 | | | | | 7,000円 | 700円 |
| 看護職員配置加算(Ⅲ) | | 看護職員を常勤換算方法で1名以上配置している場合の1か月あたりの加算料金です。 | | | | | 4,800円 | 480円 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ | | 研修等を実施しており、かつ職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上である場合の1か月あたりの加算料金です。 | | | | | 6,400円 | 640円 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ | | 研修等を実施しており、かつ職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が40%以上である場合1か月あたりの加算料金です。 | | | | | 5,000円 | 500円 |

| | | | |
|-------------------|---|------------|--------|
| サービス提供体制強化加算(II) | 研修等を実施しており、かつ職員の総数のうち常勤職員の総数の占める割合が60%以上である場合の <u>1か月あたり</u> の加算の料金です。 | 3,500円 | 350円 |
| サービス提供体制強化加算(III) | 研修等を実施しており、かつ職員の総数のうち勤続年数3年以上のもの割合が、30%以上である場合の <u>1か月あたり</u> の加算料金です。 | 3,500円 | 350円 |
| 総合マネジメント体制強化加算 | 個別サービス計画について、ご利用者様の心身の状況やご家族様を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により随時適切に見直しを行っています。また、地域における活動への参加の機会が確保されている場合の <u>1か月あたり</u> の加算料金です。 | 10,000円 | 1,000円 |
| 訪問体制強化加算 | 訪問サービスを担当する常勤の職員を2名以上配置して、かつ訪問サービスの算定月における延べ訪問回数が1ヶ月当たり200回以上である場合の <u>1か月あたり</u> の加算料金です。 | 10,000円 | 1,000円 |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | 介護人材を確保し、適切なサービスの質を保つための加算料金です。 | 所定単位数の7.6% | 左記額の1割 |
| 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) | 経験・技能のある人材を確保して、適切なサービスの質を保つための加算料金です。 | 所定単位数の1.5% | 左記額の1割 |

上記の基本利用料は告示で定める金額であり、改定された場合は自動的に改訂されます。

また、ご利用者様の状況に応じて、2割又は3割負担となる場合がございますのでご注意ください。

※ 処遇改善加算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。

(2) その他のサービス利用料金

以下の金額は、介護保険給付サービス対象外として利用料金の全額がご利用者様の負担となります。

| 区 分 | 利 用 料 | | |
|----------------|---|---|--|
| 食事提供に関する費用 | ①朝食 400円 ②昼食 530円 ③夕食 530円 ④おやつ 50円 ⑤特別な行事食 300円 | | |
| | ※ 外食等については実費 ※ 食事代は、原則4時間前までにキャンセル(取消)の連絡を受けた場合は料金をいたしません が、4時間を超過お申し出の場合は料金が発生します。 | | |
| 宿泊に関する費用 | 1泊につき 2,100円 | ※なお、宿泊される際に食事提供が必要となる場合は、食事提供に要する費用が別途必要です。 | |
| 電気代に関する費用 | 1日1点につき 50円 | ※持ち込み電気製品使用された場合、ご負担ください。 | |
| 洗濯代行に関する費用 | 1回につき 200円 | ※通所の場合、基本的には持ち帰りしていただきますが、希望される場合はご連絡ください | |
| レクリエーションに要する費用 | ご利用者様の希望により、教養娯楽としてレクリエーションに参加していただく場合、材料費等の実費をご負担ください。 | | |
| 理美容に要する費用 | 実費をご負担ください。 | | |
| オムツ等の代金 | 実費をご負担ください。 | | |